

## I. 介護予防サービス事業者の指定基準関係

Q1. 既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者に係る介護予防サービス事業者の指定基準については、社会保障審議会介護給付費分科会における議論においても、「兼任や併用を認めるなど、現行より過剰とならないよう配慮することが必要」とされているところであるが、具体的にどのような基準とすることを考えているのか。

A.

○既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、介護予防サービス事業者の指定を受ける場合（例えば、既存の通所介護事業者が、介護予防サービス事業者の指定を受ける場合など）の指定基準については、社会保障審議会介護給付費分科会における審議も経ながら、現在、検討しているところであるが、現時点においては、以下のように考えているところである。

○なお、本取扱いは、既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、現在の事業規模（定員、面積等）のまま介護予防サービス事業所の指定を受ける場合についてのみ適用されるものであり、指定に際し、現在の事業規模を拡大する場合や、これまで、介護給付のサービス事業所の指定を受けていない事業者が介護予防サービス事業所の指定を新たに受けようとする場合には該当しないものである。